

美 濃 加 茂 市 議 会
第 3 回 定 例 会 議 案

平成 2 9 年 8 月 3 0 日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 9 号	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度美濃加茂市一般会計補正予算（第4号））	1
議第52号	美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例について	16
議第53号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	25
議第54号	美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	28
議第55号	平成29年度美濃加茂市一般会計補正予算（第5号）	49
議第56号	平成29年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第1号）	90
議第57号	平成29年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第1号）	100
議第58号	市道路線の廃止について	114
議第59号	市道路線の認定について	116
議第60号	西体育館建替本体工事の請負契約の締結について	134
議第61号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	135
諮第 2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	136
認第 1号	平成28年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について	137
認第 2号	平成28年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について	138
認第 3号	平成28年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について	139
認第 4号	平成28年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について	140
認第 5号	平成28年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について	141
認第 6号	平成28年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定	

	について	1 4 2
認第 7 号	平成 2 8 年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について	1 4 3
認第 8 号	平成 2 8 年度美濃加茂市水道事業会計歳入歳出決算認定について	1 4 4
認第 9 号	平成 2 8 年度美濃加茂市下水道事業会計歳入歳出決算認定について	1 4 5
認第 1 0 号	平成 2 8 年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	1 4 6

承第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年7月25日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年8月30日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

平成 29 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 29 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,307 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,821,941 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		441, 207	330	441, 537
	1 分 担 金	51	330	381
19 繰越金		632, 625	16, 977	649, 602
	1 繰越金	632, 625	16, 977	649, 602
歳 入 合 計		20, 804, 634	17, 307	20, 821, 941

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 消 防 費		754,124	1,350	755,474
	1 消 防 費	754,124	1,350	755,474
10 災害復旧費		1,330	15,957	17,287
	1 農林施設災害復旧費	570	8,547	9,117
	2 公共土木施設災害復旧費	760	7,410	8,170
歳 出 合 計		20,804,634	17,307	20,821,941

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金
(項) 1 分 担 金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
12			分担金及び負担金	441,207	330	441,537
	1		分 担 金	51	330	381
		1	災害復旧費分担金	51	330	381

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 農林施設災害復旧費分担金	330	1 農地災害復旧事業分担金

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
19			繰越金	632,625	16,977	649,602
	1		繰越金	632,625	16,977	649,602
		1	繰越金	632,625	16,977	649,602

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	16,977	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 8 消 防 費
(項) 1 消 防 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
8			消 防 費	754,124	1,350	755,474		1,350
	1		消 防 費	754,124	1,350	755,474		1,350
		3	災害対策費	65,695	1,350	67,045		1,350

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	1,350	自治会等奉仕活動助成金	災害対策事業 1,350

(款) 10 災害復旧費
(項) 1 農林施設災害復旧費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
10			災害復旧費	1,330	15,957	17,287	330	15,627
	1		農林施設災害復旧費	570	8,547	9,117	330	8,217
		1	農地農業施設災害復旧費	285	8,547	8,832	分担金負担金 330	8,217
	2		公共土木施設災害復旧費	760	7,410	8,170		7,410
		1	道路橋りょう災害復旧費	285	4,910	5,195		4,910
		2	河川災害復旧費	285	2,500	2,785		2,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
11 需 用 費	97	消耗品費	農地農業施設災害復旧事業 8,547
15 工事請負費	8,450	農地農業施設災害復旧	
15 工事請負費	4,910	道路橋りょう災害復旧	道路橋りょう災害復旧事業 4,910
15 工事請負費	2,500	河川災害復旧	河川災害復旧事業 2,500

議第 5 2 号

美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 9 年 8 月 3 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例

美濃加茂市都市公園条例（昭和 5 3 年美濃加茂市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(行為の制限) 第 2 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) <u>物品の販売</u>、行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) ・ (3) (略) (4) <u>展覧会、博覧会、競技会、集会</u>その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。 (行為の禁止) 第 4 条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、<u>法第 5 条第 1 項若しくは法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 2 条第 1 項若しくは第 3 項の許可に係るもの</u>については、この限りでない。 (1) ～ (4) (略) (5) <u>張り紙若しくは張り札</u>をし、又は広告を表示すること。	(行為の制限) 第 2 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) ・ (3) (略) (4) 競技会、<u>展示会</u>その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。 (行為の禁止) 第 4 条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 2 条第 1 項若しくは第 3 項の許可に係るものについては、この限りでない。 (1) ～ (4) (略) (5) <u>はり紙若しくははり札</u>をし、又は広告を表示すること。

(6) (略)

(7) 指定された以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

(8)・(9) (略)

(公園施設の設置及び管理の許可申請書の記載事項)

第6条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 公園施設を設置しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名）

イ 設置の目的、期間及び場所

ウ 公園施設の種類、構造及び数量

エ 公園施設の管理方法

オ 工事の実施方法

カ 工事の着手及び完了時期

キ 都市公園の復旧方法

ク その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名）

イ 管理の目的、期間及び場所

ウ 管理する公園施設

エ 管理方法

オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名）

イ 変更する事項

ウ 変更する理由

(6) (略)

(7) 指定された以外の場所へ車輛を乗り入れ、又は留め置くこと。

(8)・(9) (略)

エ その他市長の指示する事項

(都市公園の占用許可申請書の記載事項)

第6条の2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理方法
- (2) 工事の実施方法
- (3) 工事の着手及び完了時期
- (4) (略)

(軽易な変更)

第7条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) (略)
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占
用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(有料公園施設)

第7条の2 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。

2 有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 第2条第2項から第5項までの規定は、前項の許可について準用する。

(開館時間等)

第7条の3 自然環境体験学習館及びシャワールーム（以下「自然環境体験学習館等」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 自然環境体験学習館等の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(都市公園の占用許可)

第6条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) (略)

(軽易な変更)

第7条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) (略)
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占
用者が当該占用の目的に附随して行うもの

(3) 前項及び前2号の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間又は休館日を変更することができる。

(使用料)

第8条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項若しくは第7条の2第2項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、市長が公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都市公園を占用する期間が1月に満たない場合の使用料の額は、別表第2により算定した額に1.08を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めた時は、この限りでない。

（監督処分）

第9条 市長は次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可の取消し、その条件の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(1)・(2) (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

（届出）

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(占用料)

第8条 法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けたものは、別表に掲げる占用料を納付しなければならない。ただし、市長が公益上その他特別の理由があると認めたときは、占用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表により算定した額に1.08を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

3 既納の占用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めた時は、この限りでない。

（監督処分）

第9条 市長は次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可の取消し、その条件の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(1)・(2) (略)

2 市長は、次の各号の一に該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

（届出）

第15条 次の各号の一に該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

(3) (略)

(4) 法第27条第1項若しくは第2項又は第9条の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) (略)

(管理の特例)

第16条 公園施設のうち、美濃加茂市総合運動場条例（昭和42年美濃加茂市条例第9号）第1条第2項に掲げる総合運動場の管理については、第2条、第3条及び第9条の規定にかかわらず、同条例の定めるところによる。

（指定管理者の指定等）

第16条の2 市長は、都市公園のうち、中之島公園（市長が指定する部分に限る。第16条の4及び第16条の5において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第16条の3 指定管理者の指定の手続については、美濃加茂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年美濃

(1) 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者が、都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が都市公園の占用を廃止したとき。

(3) (略)

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) (略)

(6) 第9条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられたものが命ぜられた工事を完了したとき。

(管理の特例)

第16条 公園施設のうち、総合運動場の管理については、第2条、第3条及び第9条の規定にかかわらず、美濃加茂市総合運動場条例（昭和42年美濃加茂市条例第9号）の定めるところによる。

加茂市条例第18号）を適用する。

（指定管理者の行う業務）

第16条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）都市公園施設の維持管理に関する業務

（2）第2条第1項の規定による行為の許可に関する業務

（3）第5条の規定による中之島公園の利用の禁止又は制限に関する業務

（4）第7条の2第2項の規定による有料公園施設の使用の許可に関する業務

（5）別表第2（3）に掲げる使用料の徴収及び同表（4）に掲げる使用料の徴収に関する業務

（6）前各号に掲げる業務のほか、中之島公園の管理上又は都市公園の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、業務を行うに当たり、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、中之島公園の管理を行わなければならない。

（指定管理者が管理する都市公園における条例の適用）

第16条の5 第16条の2の規定により指定管理者が管理を行う中之島公園に係るこの条例の適用については、第2条、第5条及び第7条の2第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条の3第2項第3号中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第8条第1項中「市長が公益上その他特別の理由があると認めたときは」とあるのは「指定管理者は、市長が別に定めるところにより」と、第16条の4第1項第5号中「同表（4）に掲げる使用料」とあるのは「同表（4）に掲げる利用料金」と読み替

えるものとする。

(利用料金等)

第16条の6 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、別表第2(3)に掲げる使用料及び同表(4)に掲げる利用料金(次項において「利用料金等」という。)を、指定管理者の収入として収受させることとし、別表第2(4)に掲げる利用料金は、同表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

2 指定管理者は、利用料金の額並びに利用料金等の納入方法及び還付について定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、利用料金の額その他必要な事項を公告しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

別表第1 (第7条の2関係)

有料公園施設

都市公園名	有料公園施設の名称
中之島公園	自然環境体験学習館(大ホール及び小ホール) シャワールーム

別表第2 (第8条関係)

(1) 都市公園を占用する場合

区分	種類	徴収 単位	金額	摘要
(略)				
(略)	(略)	口径8 0ミリ	年1メ ートル	82円 (略)

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表 (第8条関係)

区分	種類	徴収 単位	金額	摘要
(略)				
(略)	(略)	口径8 0ミリ	年1メ ートル	82円 (略)

	メートル以上のもの		
展覧会、博覧会、競技会、集会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1平方メートル 1日	300円	
その他の占用	1平方メートル 1月	300円	

	メートル以上のもの		
	その他の占用	1平方メートル 1月	300円
第2条関係	行商、募金その他これらに類するもの	1人 1日	200円
	業として行う写真撮影	1人 1日	200円
	業として行う映画撮影	1件 1日	4,000円
	興行	1件 1日	6,000円
	展覧会、展示会、競技会その他これらに類するもの	1平方メートル 1日	100円

(2) 公園施設を設け、又は管理する場合

区分	種別	単位	期間	金額
公園施設を設ける場合	土地	1平方メートル	1月	400円
公園施設を管理する場合	土地	1平方メートル	1月	400円
	建物	1平方メートル	1月	300円

(3) 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	期間	金額
----	----	----	----

物品の販売、行 商、募金その他こ れらに類する行 為をすること	1 件	1 日	2 0 0 円
業として行う写 真撮影	1 件	1 日	2 0 0 円
業として行う映 画撮影	1 件	1 日	4 , 0 0 0 円
興行を行うこと	1 件	1 日	6 , 0 0 0 円
展覧会、博覧会、 競技会、集会その 他これらに類する 催しのために都市 公園の全部又は一 部を独占して利用 すること	1 件	1 日	3 , 3 0 0 円

(4) 有料公園施設を使用する場合

都市公園名	種別	区分	単位	金額
中之島公園	自然環境体験 学習館	大ホール	1 時 間	5 0 0 円
		小ホール	1 時 間	2 0 0 円
	シャワー ルーム	1 箇所 当たり	1 人 1 回	3 0 0 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、公布の日から 1 年を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

- (1) 第 7 条の 2 及び第 7 条の 3 を加える改正
- (2) 第 8 条の改正
- (3) 第 1 6 条の 4 及び第 1 6 条の 6 を加える改正のうち、利用料金に関する部分
- (4) 別表第 1 及び別表第 2 (4) を加える改正

議第 5 3 号

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 9 年 8 月 3 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第 1 条―第 4 条関係）					別表（第 1 条―第 4 条関係）				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
附属機 関名	所掌事項	委員の構成	委員の 定数	委員の 任期	附属機 関名	所掌事項	委員の構成	委員の 定数	委員の 任期
(略)					(略)				
美濃加 茂市予 防接種 健康被 害調査 委員会	(略)	(略)	(略)	審議事 項の諮 問を受 けてか ら答申 を行う まで	美濃加 茂市予 防接種 健康被 害調査 委員会	(略)	(略)	(略)	2 年
(略)					(略)				
美濃加 茂市農 業委員 会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	美濃加 茂市農 業委員 会委員	(略)	(略)	(略)	(略)

選考委員会					選考委員会				
美濃加茂市空家等対策審議会	空家等の対策に関すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係団体等の代表者等	7人以上	2年					

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(支給の方法) 第3条 (略) 2 (略) 3 <u>月額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の支給方法は、議会の議員の報酬の例による。ただし、支給日は別に市長が定める。</u> 4 <u>前項の規定にかかわらず、月の初日以外の日にその職に就いたときはその就任の日（選挙、選任又は任命の日をいう。）から、月の末日以外の日にその職を離れたときはその日まで、その月の現日数（任命権者がその職について勤務時間を定めているときは、勤務時間が割り振られた日の日数をいう。）を基礎として日割りによって計算した額を支給する。</u> 5 (略) 別表（第2条、第5条関係）	(支給の方法) 第3条 (略) 2 (略) 3 <u>月額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬は、月の初日以外の日にその職に就いたときはその就任の日（選挙、選任又は任命の日をいう。）から、月の末日以外の日にその職を離れたときはその日まで、その月の現日数（任命権者がその職について勤務時間を定めているときは、勤務時間が割り振られた日の日数をいう。）を基礎として日割りによって計算した額を支給する。</u> 4 (略) 別表（第2条、第5条関係）

区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)			
美濃加茂市農業委員会委員 選考委員会委員	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例	日額 5,500円(職務の時間が2時間未満の場合は、3,000円)	美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額
美濃加茂市空家等対策審議会委員			
美濃加茂市地籍調査推進員	(略)		
(略)			

区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)			
美濃加茂市農業委員会委員 選考委員会委員	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例	日額 5,500円(職務の時間が2時間未満の場合は、3,000円)	美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額
美濃加茂市地籍調査推進員	(略)		
(略)			

議第 5 4 号

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 9 年 8 月 3 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年美濃加茂市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 1 9 条第 1 0 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （個人番号の利用範囲） 第 4 条 <u>法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は美濃加茂市教育委員会（以下「市長等」という。）が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。</u> <u>2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中</u>	（趣旨） 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 1 9 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （個人番号の利用範囲） 第 4 条

欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長等は、法別表第2の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

市長又は美濃加茂市教育委員会は、法別表第2の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

別表第 1 (第 4 条関係)

機関	事務
1 市長	美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例（昭和 59 年美濃加茂市条例第 25 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	美濃加茂市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成 28 年美濃加茂市告示第 11 号）による小児慢性特定疾患児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金法等一部改正法」という。）による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	美濃加茂市障害者就労支援事業実施要綱（平成 19 年美濃加茂市訓令甲第 41 号）による障がい福祉サービスの利用者負担の助成に関する

	事務であって規則で定めるもの
7 市長	美濃加茂市地域生活支援事業実施要綱（平成29年美濃加茂市告示第17号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「知的障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定

		配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「福祉医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方

		税関係情報」という。)
		であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法に	身体障害者福祉法に
	よる保護の決	よる身体障害者手帳、
	定及び実施又	精神保健及び精神障
	は徴収金の徴	害者福祉に関する法
	収に関する事	律による精神障害者
	務であって規	保健福祉手帳又は知
	則で定めるもの	的障害者関係情報（以
	の	下「障害者関係情報」
		という。）であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年
		法律第123号）による
		保険給付の支給、地域
		支援事業の実施又は
		保険料の徴収に関する
		情報（以下「介護保
		険給付等関係情報」
		という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係
		情報であって規則で
		定めるもの
		老人福祉法（昭和38
		年法律第133号）に
		よる福祉の措置に関
		する情報であって規則で定めるもの
		公営住宅法（昭和26
		年法律第193号）に
		よる公営住宅の使用

		又は使用料の徴収に 関する情報（以下「公 営住宅関係情報」とい う。）であって規則で 定めるもの
5 市長	地方税法その 他の地方税に 関する法律及 びこれらの法 律に基づく条 例による地方 税の賦課徴収 に関する事務 であって規則 で定めるもの	知的障害者関係情報 であって規則で定め るもの 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、船 員保険法（昭和 1 4 年 法律第 7 3 号）、私立 学校教職員共済法（昭 和 2 8 年法律第 2 4 5 号）、国家公務員共 済組合法（昭和 3 3 年 法律第 1 2 8 号）、国 民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）、地方公務員等共 済組合法（昭和 3 7 年 法律第 1 5 2 号）又は 高齢者の医療の確保 に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）に よる医療に関する給 付の支給又は保険料 の徴収に関する情報 （以下「医療保険給付 関係情報」という。） であって規則で定め るもの 国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）、 私立学校教職員共済 法、厚生年金保険法

		(昭和29年法律第 115号)、国家公務 員共済組合法又は地 方公務員等共済組 法による年金である 給付の支給又は保険 料の徴収に関する情 報(以下「年金給付関 係情報」という。)で あって規則で定める もの 介護保険給付等関係 情報であって規則で 定めるもの 中国残留邦人等支援 給付等関係情報であ って規則で定めるも の 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの
6 市長	公営住宅法に よる公営住宅 の管理に關す る事務であつ て規則で定め るもの	障害者関係情報であ って規則で定めるも の 地方税関係情報であ って規則で定めるも の 生活保護関係情報で あって規則で定める もの 中国残留邦人等支援 給付等関係情報であ って規則で定めるも の 外国人生活保護関係

		情報であって規則で定めるもの
7 市長	国民健康保険	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	の	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		福祉医療費関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって規則で定	地方税関係情報であって規則で定めるもの

		めるもの	
9	市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10	市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第23号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11	市長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

		外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの
1 2 市 長	母子及び父子 並びに寡婦福 祉法（昭和3 9年法律第1 29号）によ る配偶者のな い者で現に児 童を扶養して いるもの又は 寡婦について の便宜の供与 に関する事務 であって規則 で定めるもの	中国残留邦人等支援 給付等関係情報であ って規則で定めるも の 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの
1 3 市 長	特別児童扶養 手当等の支給 に関する法律 による特別児 童扶養手当の 支給に関する 事務であって 規則で定める もの	障害者関係情報であ って規則で定めるも の 地方税関係情報であ って規則で定めるも の
1 4 市 長	特別児童扶養 手当等の支給 に関する法律 による障害児 福祉手当若し くは特別障害 者手当又は国 民年金法等一 部改正法によ る福祉手当の	障害者関係情報であ って規則で定めるも の 介護保険給付等関係 情報であって規則で 定めるもの 地方税関係情報であ って規則で定めるも の 児童福祉法による障

	支給に関する事務であって規則で定めるもの	害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの 福祉医療費関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		福祉医療費関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	市中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	市介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
19 市長	健康増進法	地方税関係情報であって規則で定めるもの 号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援	知的障害者関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの

		事業の実施に	の
		関する事務で	外国人生活保護関係
		あつて規則で	情報であつて規則で
		定めるもの	定めるもの
			児童福祉法による障
			害児入所支援若しく
			は措置（同法第２７条
			第１項第３号若しく
			は第２項又は第２７
			条の２第１項の措置
			をいう。）又は障害児
			通所支援に関する情
			報であつて規則で定
			めるもの
			特別児童扶養手当等
			の支給に関する法律
			による特別児童扶養
			手当、障害児福祉手
			当若しくは特別障害
			手当又は国民年金法
			等一部改正法による
			福祉手当の支給に関
			する情報（以下「特別
			児童扶養手当等関係
			情報」という。）であ
			つて規則で定めるも
			の
			福祉医療費関係情報
			であつて規則で定め
			るもの
２１	市	年金生活者支	地方税関係情報であ
長		援給付金の支	つて規則で定めるも
		給に関する法	の
		律（平成２４	
		年法律第１０	
		２号）による	

	年金生活者支 援給付金の支 給に関する事 務であって規 則で定めるも の	
2 2 市長	子ども・子育て 支援法（平成24年法律 第65号）に よる子どもの ための教育・ 保育給付の支 給又は地域子 ども・子育て 支援事業の実 施に関する事 務であって規 則で定めるも の	知的障害者関係情報 であって規則で定め るもの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの
2 3 市長	美濃加茂市福 祉医療費助成 に関する条例 による医療費 の助成に関す る事務であつ て規則で定め るもの	障害者関係情報であ って規則で定めるも の 医療保険給付関係情 報であって規則で定 めるもの 介護保険給付等関係 情報であって規則で 定めるもの 地方税関係情報であ って規則で定めるも の 生活保護関係情報で あって規則で定める もの

		中国残留邦人等支援 給付等関係情報であ って規則で定めるも の
		外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの
		児童扶養手当法によ る児童扶養手当の支 給に関する情報(以下 「児童扶養手当関係 情報」という。)であ って規則で定めるも の
		障害者自立支援給付 関係情報であって規 則で定めるもの
24 市長	市美濃加茂市小 児慢性特定疾 病児童日常生 活用具給付事 業実施要綱に よる小児慢性 特定疾患児童 日常生活用具 の給付に関す る事務であつ て規則で定め るもの	地方税関係情報であ って規則で定めるも の 生活保護関係情報で あって規則で定める もの 中国残留邦人等支援 給付等関係情報であ って規則で定めるも の 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの
25 市長	市生活に困窮す る外国人に対 する生活保護 法に準じて行 う保護の決定	障害者関係情報であ って規則で定めるも の 医療保険給付関係情 報であって規則で定

	及び実施又は	めるもの
	徴収金の徴収	介護保険給付等関係
	に関する事務	情報であって規則で
	であって規則	定めるもの
	で定めるもの	地方税関係情報であ
		って規則で定めるも
		の
		生活保護関係情報で
		あって規則で定める
		もの
		児童手当法（昭和46
		年法律第73号）によ
		る児童手当又は特例
		給付の支給に関する
		情報であって規則で
		定めるもの
		児童扶養手当関係情
		報であって規則で定
		めるもの
		特別児童扶養手当等
		関係情報であって規
		則で定めるもの
		公営住宅関係情報で
		あって規則で定める
		もの
		障害者自立支援給付
		関係情報であって規
		則で定めるもの
		母子保健法による養
		育医療の給付又は養
		育医療に要する費用
		の支給に関する情報
		であって規則で定め
		るもの
26 市	特別児童扶養	地方税関係情報であ

長	手当等の支給	って規則で定めるも
	に関する法律	の
	による障害児	
	福祉手当及び	
	特別障害者手	
	当の支給に関	
	する事務であ	
	って規則で定	
	めるもの	
2 7 市	国民年金法等	地方税関係情報であ
長	一部改正法に	って規則で定めるも
	よる福祉手当	の
	の支給に關す	
	る事務であつ	
	て規則で定め	
	るもの	
2 8 市	美濃加茂市障	地方税関係情報であ
長	害者就労支援	って規則で定めるも
	事業実施要綱	の
	による障がい	障害者自立支援給付
	福祉サービス	関係情報であって規
	の利用者負担	則で定めるもの
	の助成に關す	
	る事務であつ	
	て規則で定め	
	るもの	
2 9 市	美濃加茂市地	介護保険給付等関係
長	域生活支援事	情報であって規則で
	業実施要綱に	定めるもの
	よる地域生活	地方税関係情報であ
	支援事業の実	って規則で定めるも
	施に関する事	の
	務であって規	生活保護関係情報で
	則で定めるも	あって規則で定める
	の	もの
		中国残留邦人等支援

		給付等関係情報であ って規則で定めるも の
		外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの
		児童福祉法による障 害児入所支援又は措 置（同法第27条第1 項第3号若しくは第 2項又は第27条の 2第1項の措置をい う。）に関する情報で あって規則で定める もの
		障害者自立支援給付 関係情報であって規 則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会 機関	事務	情報提供 機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮 する外国人 に対する生 活保護法に 準じて行う 保護の決定 及び実施又 は徴収金の 徴収に関す る事務であ って規則で 定めるもの	美濃加茂 市教育委 員会	学校保健安全 法（昭和33 年法律第56 号）による医 療に要する費 用についての 援助に関する 情報であって 規則で定める もの
2 美濃 加茂市教	学校保健安 全法による	市長	地方税関係情 報であって規

別表（第5条関係）

情報照会 機関	事務	情報提供 機関	特定個人情報
美濃加茂 市教育委 員会	学校保健安 全法（昭和 33年法律 第56号） による医療 に要する費 用について の援助に関 する事務で あって規則 で定めるも の	市長	住民票関係情 報であって規 則で定めるも の

育委員会	医療に要す	則で定めるもの
	る費用につ	の
	いての援助	外国人生活保
	に関する事	護関係情報で
	務であって	あって規則で
	規則で定め	定めるもの
	るもの	生活保護関係
		情報であって
		規則で定める
		もの
		中国残留邦人
		等支援給付等
		関係情報であ
		って規則で定
		めるもの
		児童扶養手当
		関係情報であ
		って規則で定
		めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 55 号

平成 29 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 29 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 423,766 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,245,707 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の廃止は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 8 月 30 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,204,306	4,500	2,208,806
	2 国庫補助金	274,308	4,500	278,808
15 県支出金		1,197,426	7,000	1,204,426
	2 県補助金	351,119	4,866	355,985
	3 委託金	111,023	2,134	113,157
17 寄附金		515,004	1,124	516,128
	1 寄附金	515,004	1,124	516,128
18 繰入金		1,353,688	45,520	1,399,208
	2 特別会計繰入金	3	45,520	45,523
19 繰越金		649,602	368,322	1,017,924
	1 繰越金	649,602	368,322	1,017,924
21 市債		1,066,600	△2,700	1,063,900
	1 市債	1,066,600	△2,700	1,063,900
歳入合計		20,821,941	423,766	21,245,707

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		3,727,900	302,100	4,030,000
	1 総務管理費	3,265,288	302,100	3,567,388
3 民 生 費		6,975,659	33,910	7,009,569
	1 社会福祉費	3,588,912	32,230	3,621,142
	2 児童福祉費	3,025,131	1,680	3,026,811
4 衛 生 費		1,377,860	227	1,378,087
	2 清 掃 費	841,428	227	841,655
5 農林業費		617,971	25,785	643,756
	1 農 業 費	421,432	8,785	430,217
	2 林 業 費	196,539	17,000	213,539
6 商 工 費		808,261	6,664	814,925
	1 商 工 費	808,261	6,664	814,925
7 土 木 費		2,044,782	50,000	2,094,782
	4 都市計画費	1,390,233	50,000	1,440,233
8 消 防 費		755,474	4,946	760,420
	1 消 防 費	755,474	4,946	760,420
9 教 育 費		2,634,955	134	2,635,089
	1 教育総務費	391,991	134	392,125
歳 出 合 計		20,821,941	423,766	21,245,707

第 2 表

地 方 債 の 補 正

(廃止)

起債の目的	限 度 額	備 考
	千円	
かわまちづくり整備事業	2,700	
合 計	2,700	

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	2,204,306	4,500	2,208,806
	2	国庫補助金	274,308	4,500	278,808
	5	土木費国庫補助金	118,670	△3,000	115,670
	7	農林業費国庫補助金	0	7,500	7,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 都市計画費補助金	△3,000	1 社会資本整備総合交付金（かわまちづくり整備事業）
1 林業費補助金	7,500	1 地方創生推進交付金（里山再生事業）

(款) 15 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		県支出金	1, 197, 426	7, 000	1, 204, 426
	2	県補助金	351, 119	4, 866	355, 985
	4	農林業費県補助金	55, 542	2, 400	57, 942
	5	商工費県補助金	216	1, 966	2, 182
	6	土木費県補助金	10, 357	500	10, 857
	3	委 託 金	111, 023	2, 134	113, 157
	3	農林業費委託金	12, 000	2, 000	14, 000
	5	教育費委託金	831	134	965

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農業費補助金	2,400	1 県単農業農村整備事業補助金
1 商工費補助金	1,966	1 歴史街道観光推進環境整備事業費補助金
2 都市計画費補助金	500	1 木質バイオマス利用施設導入促進事業補助金
1 林業費委託金	2,000	1 平成記念公園管理事務委託金
1 教育総務費委託金	134	1 清流の国ふるさと魅力体験事業委託金

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		寄 附 金	515,004	1,124	516,128
	1	寄 附 金	515,004	1,124	516,128
	6	衛生費寄附金	0	124	124
	7	商工費寄附金	0	1,000	1,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 清掃費寄附金	124	1 清掃費寄附金
1 商工費寄附金	1,000	1 商工費寄附金

(款) 18 繰入金
(項) 2 特別会計繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		繰入金	1,353,688	45,520	1,399,208
	2	特別会計繰入金	3	45,520	45,523
	1	国民健康保険会計繰入金	1	4,134	4,135
	2	介護保険会計繰入金	1	41,386	41,387

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 国民健康保険会計繰入金	4,134	1 国民健康保険会計繰入金
1 介護保険会計繰入金	41,386	1 介護保険会計繰入金

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
19			繰越金	649,602	368,322	1,017,924
	1		繰越金	649,602	368,322	1,017,924
		1	繰越金	649,602	368,322	1,017,924

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	368,322	1 前年度繰越金

(款) 21 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
21			市 債	1,066,600	△2,700	1,063,900
	1		市 債	1,066,600	△2,700	1,063,900
		1	土 木 債	115,600	△2,700	112,900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 都市計画債	△2,700	1 社会資本整備総合交付金事業（かわまちづくり整備事業）

3 歳 出

(款) 2 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2			総 務 費	3,727,900	302,100	4,030,000	45,520	256,580
	1		総務管理費	3,265,288	302,100	3,567,388	45,520	256,580
		1	一般管理費	790,364	800	791,164		800
		3	財政管理費	55,339	300,000	355,339	繰入金 45,520	254,480
		8	生活安全推進費	68,253	1,300	69,553		1,300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
5 災害補償費	800	非常勤特別職公務災害補償費	公務災害認定事業 800
25 積 立 金	300,000	財政調整基金積立金	財政管理事業 300,000
19 負担金、補助及び交付金	1,300	高齢者先進安全自動車購入補助金	交通安全対策事業 1,300

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3			民 生 費	6,975,659	33,910	7,009,569		33,910
	1		社会福祉費	3,588,912	32,230	3,621,142		32,230
		6	福祉医療費	594,322	6,248	600,570		6,248
		8	後期高齢者 医療費	550,782	25,982	576,764		25,982
	2		児童福祉費	3,025,131	1,680	3,026,811		1,680
		3	児童保育費	695,231	1,680	696,911		1,680

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
23 償還金、利 子及び割引 料	6,248	県補助金返還金	福祉医療事務費 6,248
19 負担金、補 助及び交付 金	25,982	後期高齢者医療療養給付費負担金	後期高齢者医療会計繰出金 25,982
19 負担金、補 助及び交付 金	1,680	食物アレルギー対応給食提供事業補 助金	私立保育園運営費等補助事業 1,680

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
4			衛 生 費	1,377,860	227	1,378,087	124	103
	2		清 掃 費	841,428	227	841,655	124	103
		3	環境整備費	15,001	227	15,228	寄附金 124	103

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
11 需用費	149	消耗品費	環境基本計画推進事業 227
12 役務費	78	広報紙挟み込み手数料	

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
5			農林業費	617,971	25,785	643,756	11,900	13,885
	1		農 業 費	421,432	8,785	430,217	2,400	6,385
		6	農 地 費	292,299	8,785	301,084	県支出金 2,400	6,385
	2		林 業 費	196,539	17,000	213,539	9,500	7,500
		1	林業振興費	196,539	17,000	213,539	国庫支出金 7,500 県支出金 2,000	7,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
15 工事請負費	6,000	農道舗装	木曾川右岸用水関連事業 2,785 農業用施設事業 6,000
19 負担金、補助及び交付金	2,785	土地改良施設維持管理事業補助金	
13 委託料	17,000	森林空間活用ワークショップ 15,000 平成記念公園イベント 2,000	みのかも健康の森整備事業 15,000 里山再生事業 2,000

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
6			商 工 費	808,261	6,664	814,925	2,966	3,698
	1		商 工 費	808,261	6,664	814,925	2,966	3,698
		1	商工総務費	108,089	3,471	111,560		3,471
		4	観 光 費	38,930	3,193	42,123	県支出金 1,966 寄附金 1,000	227

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	2,465	一般職給	人件費 3,471
3 職員手当等	448	地域手当 74 通勤手当 18 期末手当 237 勤勉手当 119	
4 共 済 費	558	職員共済組合負担金	
13 委 託 料	1,966	中山道太田宿歴史解説サイン製作	市内観光推進事業 1,227 中山道観光推進事業 1,966
18 備品購入費	1,227	イベントテント	

(款) 7 土 木 費
(項) 4 都市計画費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
7			土 木 費	2,044,782	50,000	2,094,782	△5,200	55,200
	4		都市計画費	1,390,233	50,000	1,440,233	△5,200	55,200
		4	公 園 費	110,231	50,000	160,231	国庫支出金 △3,000 県支出金 500 市債 △2,700	55,200

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
15 工事請負費	48,600	中之島公園整備	かわまちづくり整備事業 50,000
18 備品購入費	1,400	中之島公園備品	

(款) 8 消 防 費
(項) 1 消 防 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
8			消 防 費	755,474	4,946	760,420		4,946
	1		消 防 費	755,474	4,946	760,420		4,946
		1	消 防 費	658,047	4,946	662,993		4,946

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	3,000	一般職給	人件費 4,946
3 職員手当等	1,552	扶養手当 140 地域手当 95 通勤手当 18 期末手当 514 勤勉手当 305 一般職退職手当負担金 480	
4 共 済 費	394	職員共済組合負担金	

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			教 育 費	2,634,955	134	2,635,089	134	
	1		教育総務費	391,991	134	392,125	134	
		2	事務局費	342,038	134	342,172	県支出金 134	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
11 需 用 費	18	消耗品費	清流の国ふるさと魅力体験事業
14 使用料及び 賃借料	116	バス借上料等	134

給 与 費 明 細 書

1 一般職 (1)総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	323		1,097,498	780,494	1,877,992	374,548	2,252,540	
補正前	321		1,092,033	778,494	1,870,527	373,596	2,244,123	
比較	2		5,465	2,000	7,465	952	8,417	

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	27,164	34,602	10,239	15,193	30	64,943	30,732	249,704	173,427	1,025	172,691	744
	補正前	27,024	34,433	10,239	15,157	30	64,943	30,732	248,953	173,003	1,025	172,211	744
	比較	140	169		36				751	424		480	

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)		説 明	備 考
給料	5,465	その他の 増減分	5,465	職員増に伴う増分 5,465	
職員 手当	2,000	その他の 増減分	2,000	扶養手当 140 地域手当 169 通勤手当 36 期末手当 751 勤勉手当 424 退職手当負担金 480	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職
平成29年7月1日現在	平均給料月額(円)	294,496	222,350
	平均給与月額(円)	344,186	231,120
	平均年齢(歳)	42.0	43.0

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	146,100	146,100
大学卒	178,200	178,200

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			単純労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成29年7月1日現在	1級	52	16.51	1級	1	50.00
	2級	73	23.18	2級	1	50.00
	3級	50	15.87	3級		
	4級	66	20.95	4級		
	5級	34	10.79	5級		
	6級	32	10.16			
	7級	8	2.54			
	計	315	100.00	計	2	100.00
平成28年7月1日現在	1級	52	16.94	1級	1	50.00
	2級	75	24.43	2級	1	50.00
	3級	46	14.98	3級		
	4級	53	17.26	4級		
	5級	43	14.01	5級		
	6級	31	10.10			
	7級	7	2.28			
	計	307	100.00	計	2	100.00

(29年度 級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事・技師	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	6,506,358	6,083,470	837,200	787,815	6,132,855
(1) 総 務	158,926	144,374	29,400	21,827	151,947
(2) 民 生	96,557	64,724		30,099	34,625
(3) 衛 生					
(4) 農 林	425,283	357,957		67,316	290,641
(5) 商 工	18,956	16,385		2,057	14,328
(6) 土 木	3,102,189	2,954,074	267,300	436,157	2,785,217
(7) 消 防	101,212	107,399	41,700	13,710	135,389
(8) 教 育	2,603,235	2,438,557	498,800	216,649	2,720,708
2 災害復旧債					
(1) 補助災害					
(2) 単独災害					
3 そ の 他	8,041,432	7,924,257	690,000	744,064	7,870,193
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	423,071	338,300		76,251	262,049
(3) 財源対策債等	528,815	403,830		105,187	298,643
(4) 臨時財政対策債	7,089,546	7,182,127	690,000	562,626	7,309,501
合 計	14,547,790	14,007,727	1,527,200	1,531,879	14,003,048

議第 56 号

平成 29 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26,495 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,572,256 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 8 月 30 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰越金		2	26,495	26,497
	1 繰越金	2	26,495	26,497
歳 入 合 計		6,545,761	26,495	6,572,256

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 諸支出金		18,801	26,495	45,296
	1 償還金及び還付加算金	18,800	22,361	41,161
	2 繰 出 金	1	4,134	4,135
歳 出 合 計		6,545,761	26,495	6,572,256

1 総括

歲入歲出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 10 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
10			繰越金	2	26,495	26,497
	1		繰越金	2	26,495	26,497
		2	その他繰越金	1	26,495	26,496

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 その他繰越金	26,495	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 11 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
11			諸支出金	18,801	26,495	45,296	26,495	
	1		償還金及び 還付加算金	18,800	22,361	41,161	22,361	
		3	償 還 金	10,000	22,361	32,361	繰越金 22,361	
	2		繰 出 金	1	4,134	4,135	4,134	
		1	他会計繰出 金	1	4,134	4,135	繰越金 4,134	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
23 償還金、利 子及び割引 料	22,361	負担金補助金交付金等返還金	償還金 22,361
28 繰 出 金	4,134	一般会計繰出金	繰出金 4,134

議第 57 号

平成 29 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100,246 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,986,002 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）」による。

平成 29 年 8 月 30 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 支払基金交付金		1,007,597	4,750	1,012,347
	1 支払基金交付金	1,007,597	4,750	1,012,347
8 繰越金		7,022	95,496	102,518
	1 繰越金	7,022	95,496	102,518
歳 入 合 計		3,885,756	100,246	3,986,002

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		3,804	36,069	39,873
	1 基金積立金	3,804	36,069	39,873
7 諸支出金		2,022	64,177	66,199
	1 償還金及び還付加算金	2,021	22,791	24,812
	2 繰 出 金	1	41,386	41,387
歳 出 合 計		3,885,756	100,246	3,986,002

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 4 支払基金交付金
(項) 1 支払基金交付金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		支払基金交付金	1,007,597	4,750	1,012,347
	1	支払基金交付金	1,007,597	4,750	1,012,347
	2	地域支援事業支援交付金	25,152	4,750	29,902

(介護保険会計(保険事業勘定))

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 過年度分	4,750	1 支払基金交付金 地域支援事業 過年度分

(款) 8 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
8			繰越金	7,022	95,496	102,518
	1		繰越金	7,022	95,496	102,518
		1	繰越金	7,022	95,496	102,518

(介護保険会計(保険事業勘定))

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	95,496	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
4		基金積立金	3,804	36,069	39,873	36,069	
	1	基金積立金	3,804	36,069	39,873	36,069	
		1 介護給付費 準備基金積 立金	3,804	36,069	39,873	基金交付金 4,750 繰越金 31,319	

(介護保険会計 (保険事業勘定))

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
25 積 立 金	36,069	介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金 36,069

(款) 7 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
7		諸支出金	2,022	64,177	66,199	64,177	
	1	償還金及び 還付加算金	2,021	22,791	24,812	22,791	
	3	償 還 金	1	22,791	22,792	繰越金 22,791	
	2	繰 出 金	1	41,386	41,387	41,386	
	1	他会計繰出 金	1	41,386	41,387	繰越金 41,386	

(介護保険会計(保険事業勘定))

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
23 償還金、利 子及び割引 料	22,791	国庫負担金等返還金	償還金 22,791
28 繰 出 金	41,386	一般会計繰出金	繰出金 41,386

議第 5 8 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 8 月 3 0 日提出

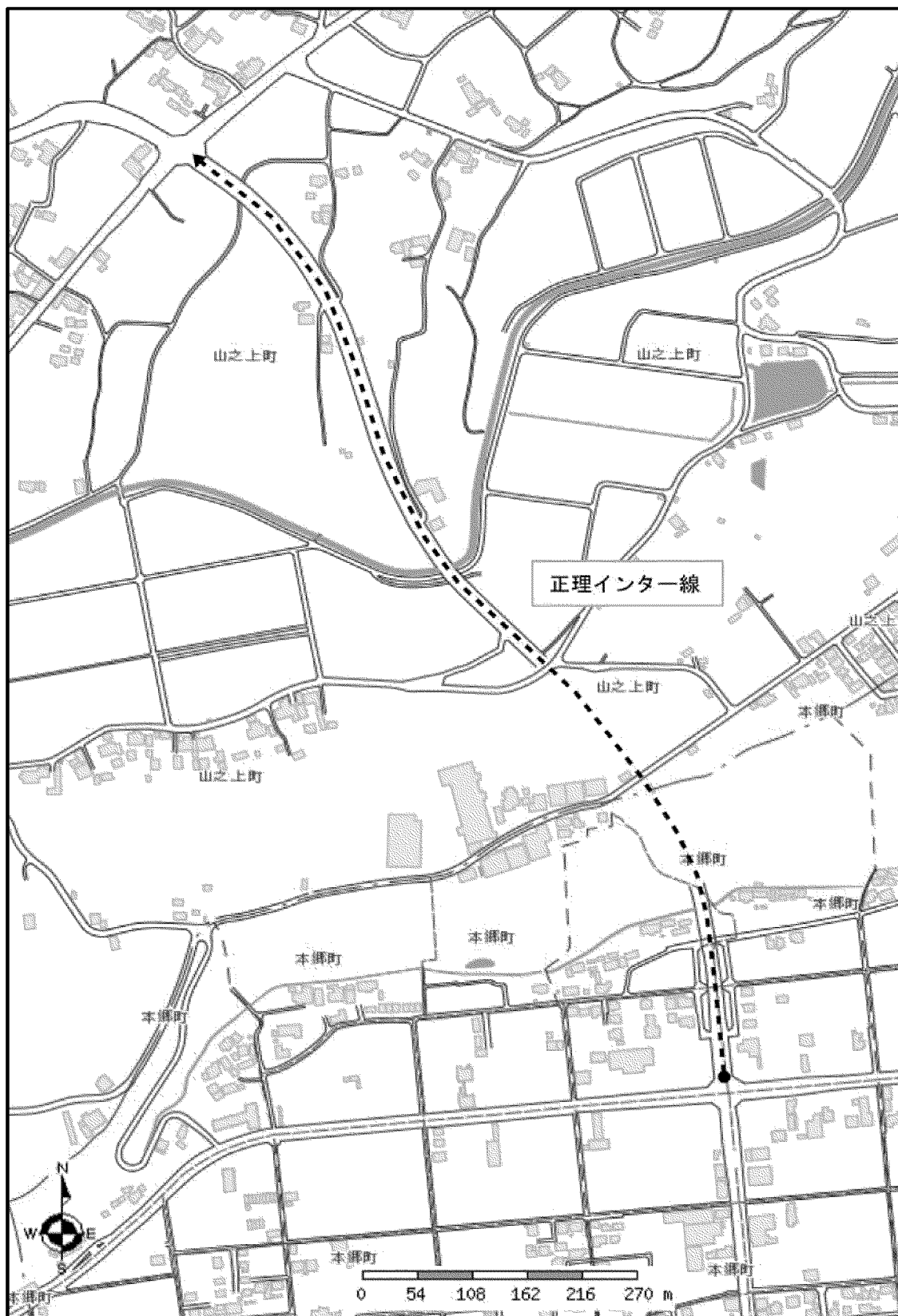
美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	正理インター 線	美濃加茂市本郷町 6 丁目 3 3 番 1 地先	
		美濃加茂市山之上町字稲場 1 9 6 5 番 1 地先	

廃止路線

①:正理インター線



議第 59 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 8 月 30 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	西町 5 1 2 号線	美濃加茂市西町 7 丁目 2 1 1 番 6 地先	
		美濃加茂市西町 7 丁目 2 1 1 番 2 地先	
2	本郷 6 8 3 号線	美濃加茂市本郷町 8 丁目字細田 7 1 1 番 1 1 9 地先	
		美濃加茂市本郷町 8 丁目字細田 7 1 1 番 1 2 4 地先	
3	加茂野 4 6 7 号線	美濃加茂市加茂野町加茂野字西野 2 1 1 番 1 2 地先	
		美濃加茂市加茂野町加茂野字西野 2 1 1 番 1 5 地先	
4	駅前 4 6 8 号線	美濃加茂市加茂野町鷹之巣字頭割 2 1 0 6 番 1 3 地先	
		美濃加茂市加茂野町鷹之巣字頭割 2 1 0 6 番 8 地先	
5	鷹之巣 4 6 9 号線	美濃加茂市加茂野町鷹之巣字参宮田 1 6 4 7 番 1 地先	
		美濃加茂市加茂野町鷹之巣字参宮田 1 6 4 7 番 2 地先	
6	牧野 2 1 8 号線	美濃加茂市牧野字筥岩 2 7 2 8 番 2 地先	
		美濃加茂市牧野字筥岩 2 7 2 3 番 4 地先	
7	佐口中之 番線	美濃加茂市山之上町字稲場 1 9 7 1 番 1 地先	
		美濃加茂市山之上町字重峰 3 1 9 7 番 1 地先	
8	川浦 8 3 号線	美濃加茂市三和町川浦字一反田 1 6 6 0 番 1 地先	
		美濃加茂市三和町川浦字一反田 1 5 9 0 番 1 地先	
9	木野 4 7 0 号線	美濃加茂市加茂野町木野字桜洞 1 5 5 6 番 1 地先	
		美濃加茂市加茂野町木野字阿折 1 2 4 1 番 地先	
10	正理イン ター線	美濃加茂市本郷町 6 丁目 3 3 番 1 地先	
		美濃加茂市山之上町字外薮 5 2 7 番 8 地先	

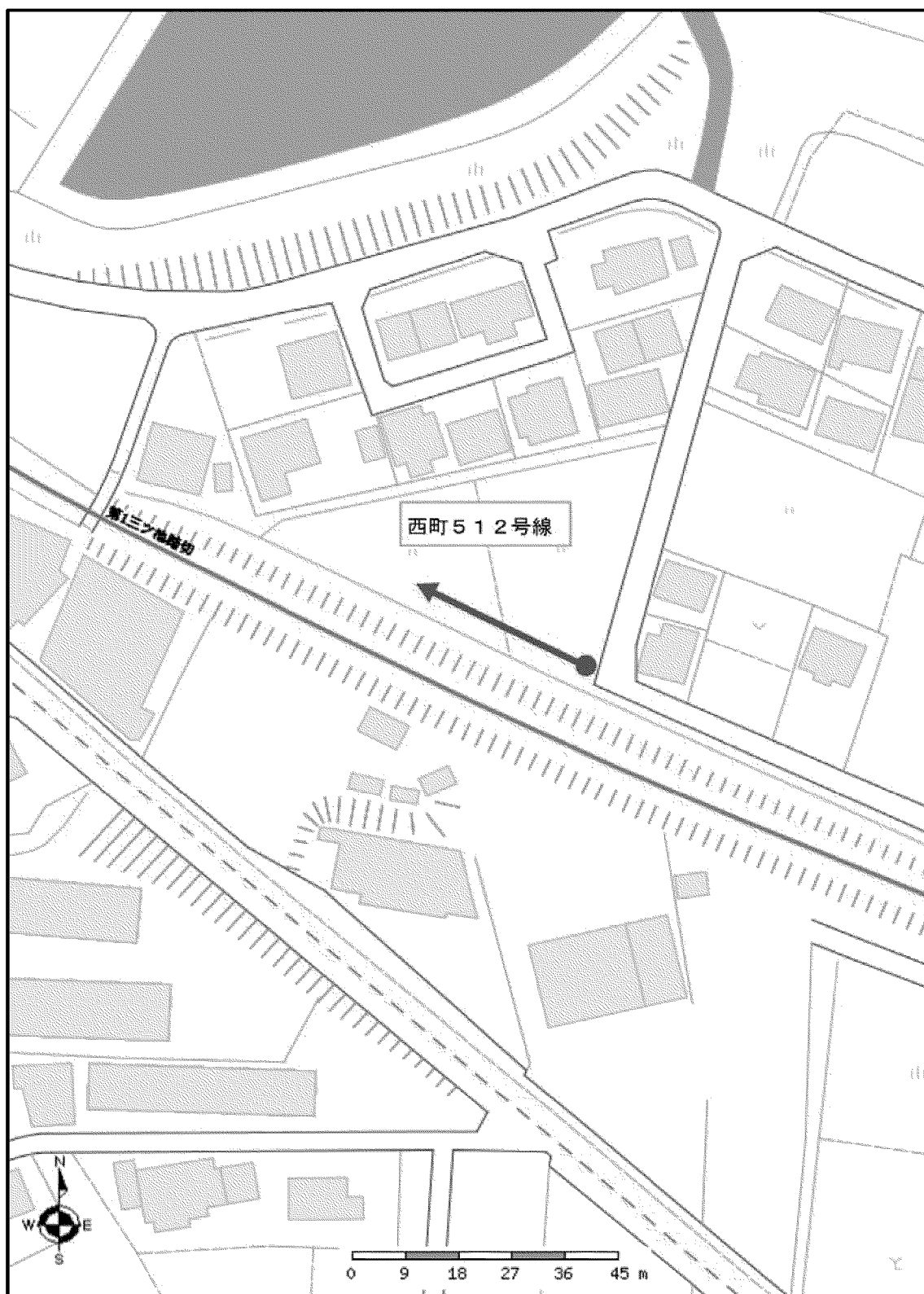
新規認定路線

①:西町512号 線



新規認定路線

①:西町512号 線



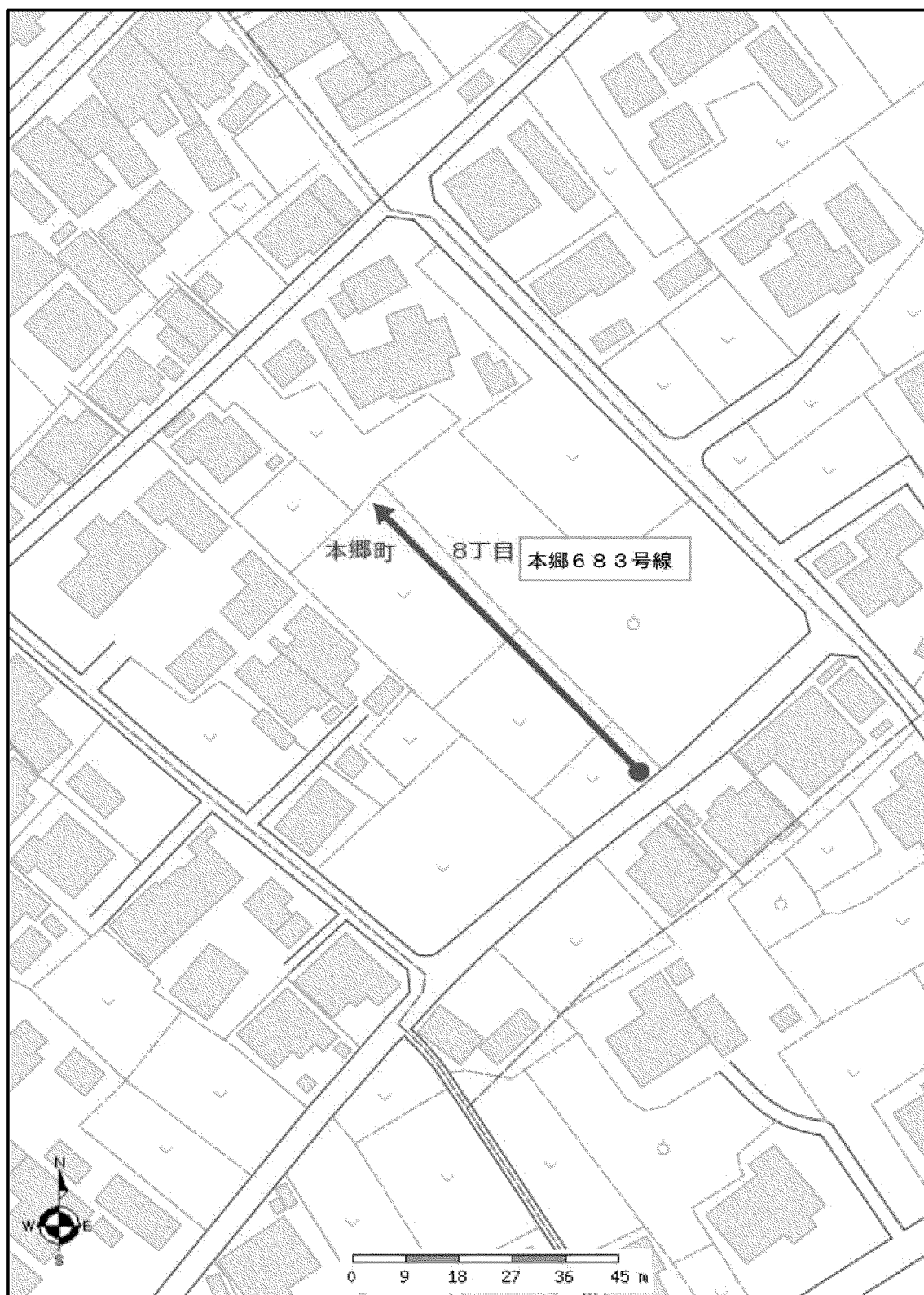
新規認定路線

②:本郷683号 線



新規認定路線

②:本郷683号 線



新規認定路線

③:加茂野467号 線



新規認定路線

③:加茂野467号 線



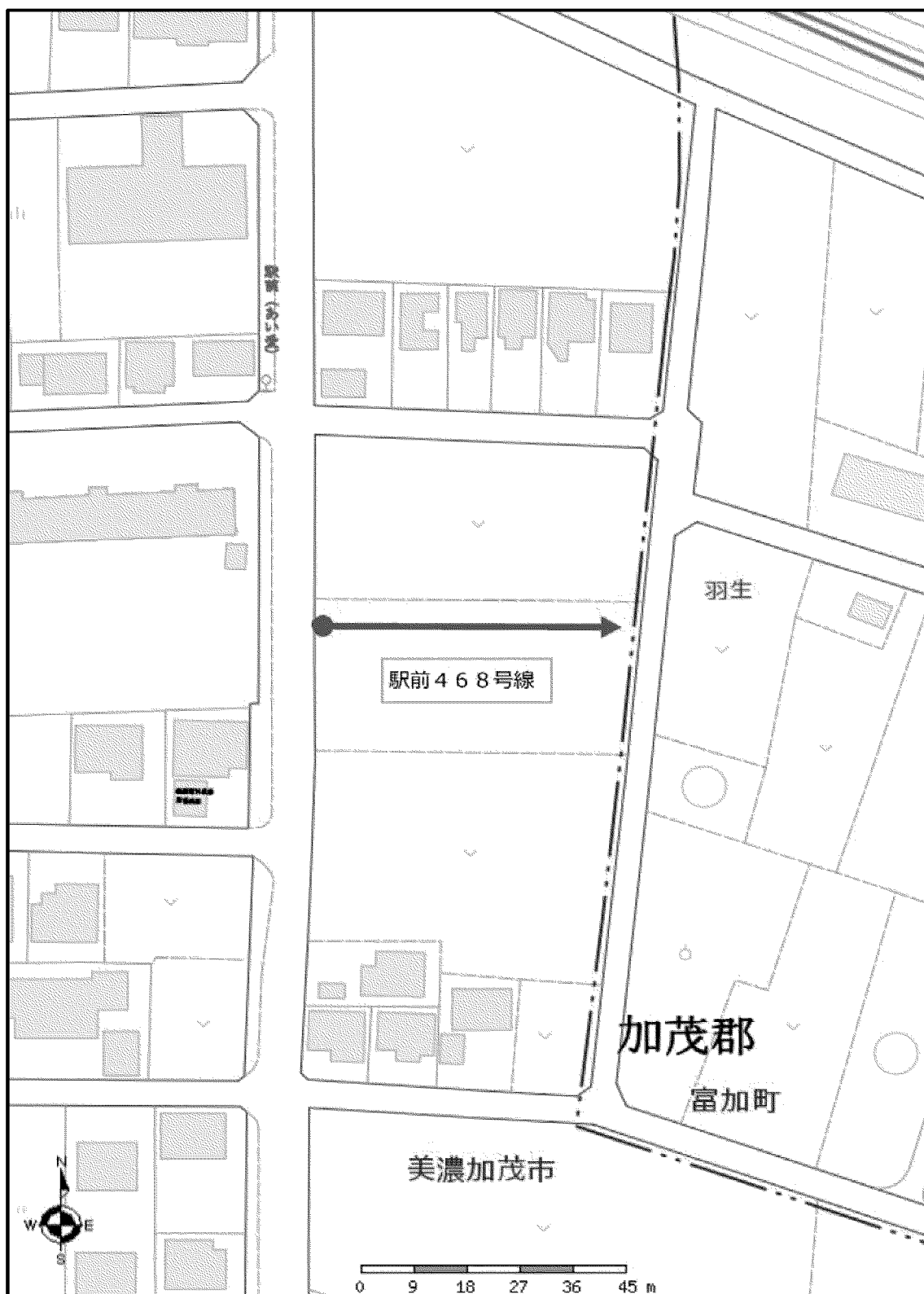
新規認定路線

④: 駅前468号 線



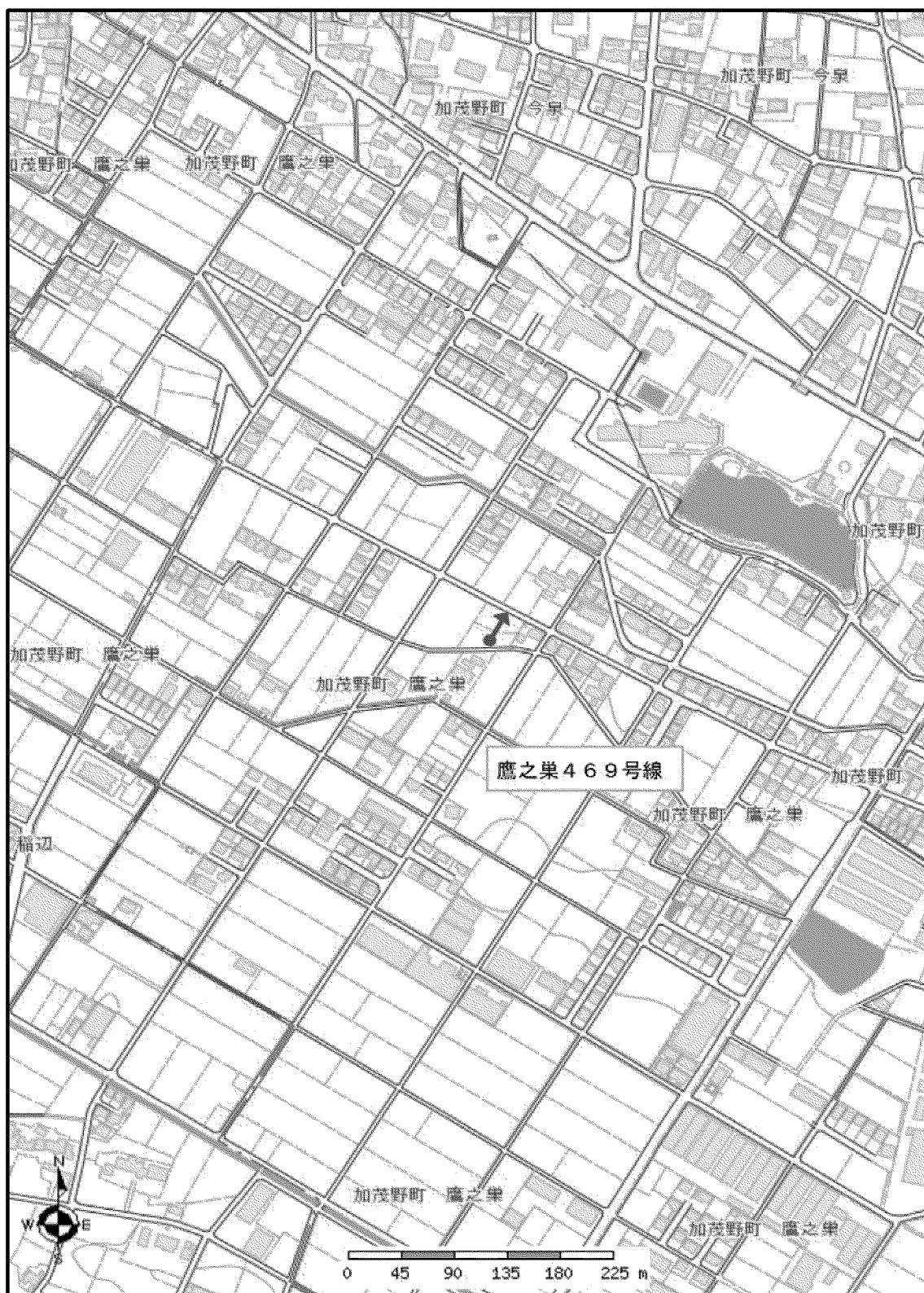
新規認定路線

④: 駅前468号 線



新規認定路線

⑤: 鷹之巣469号 線



新規認定路線

⑤: 鷹之巣469号 線



新規認定路線

⑥: 牧野218号 線



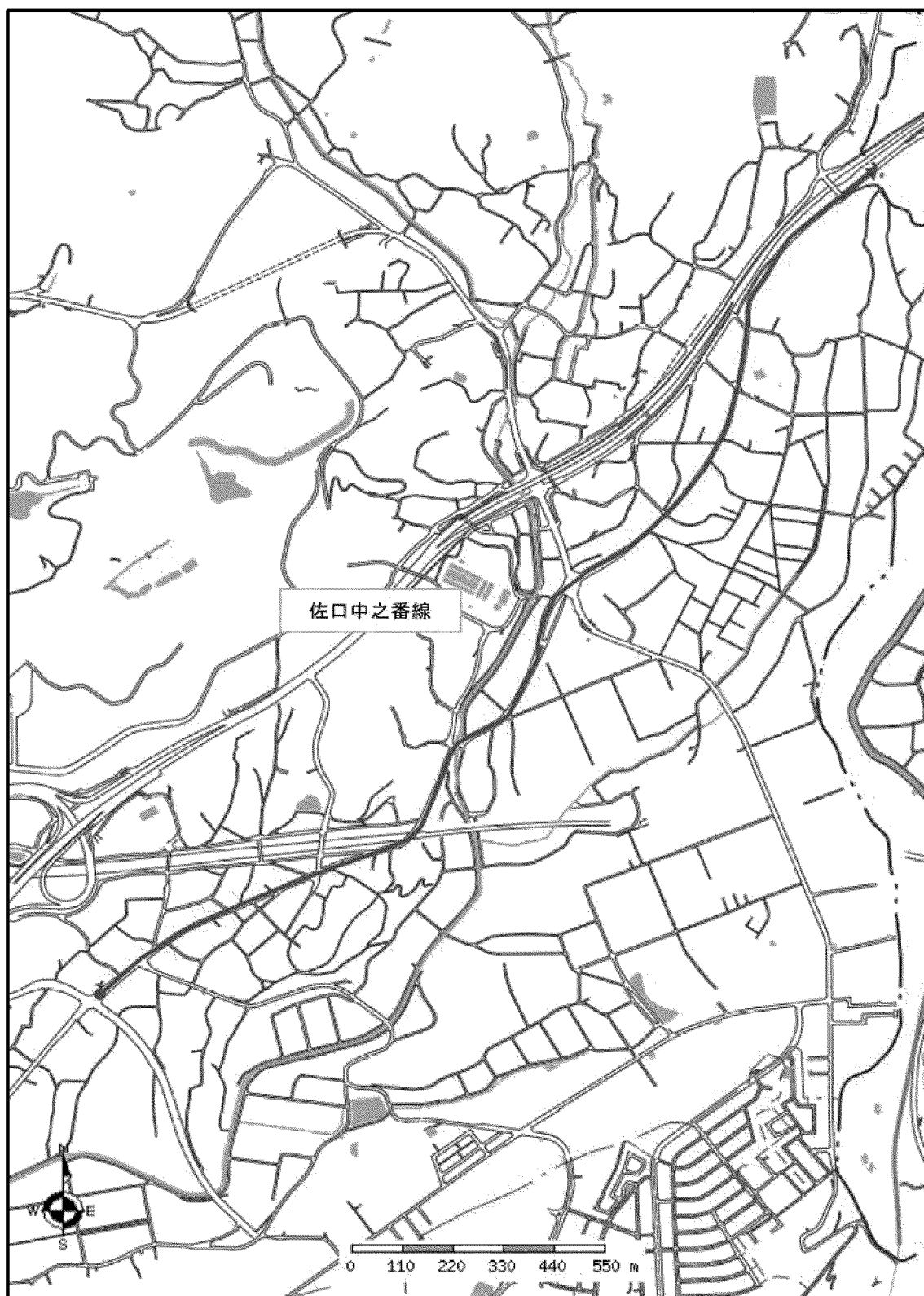
新規認定路線

⑥: 牧野218号 線



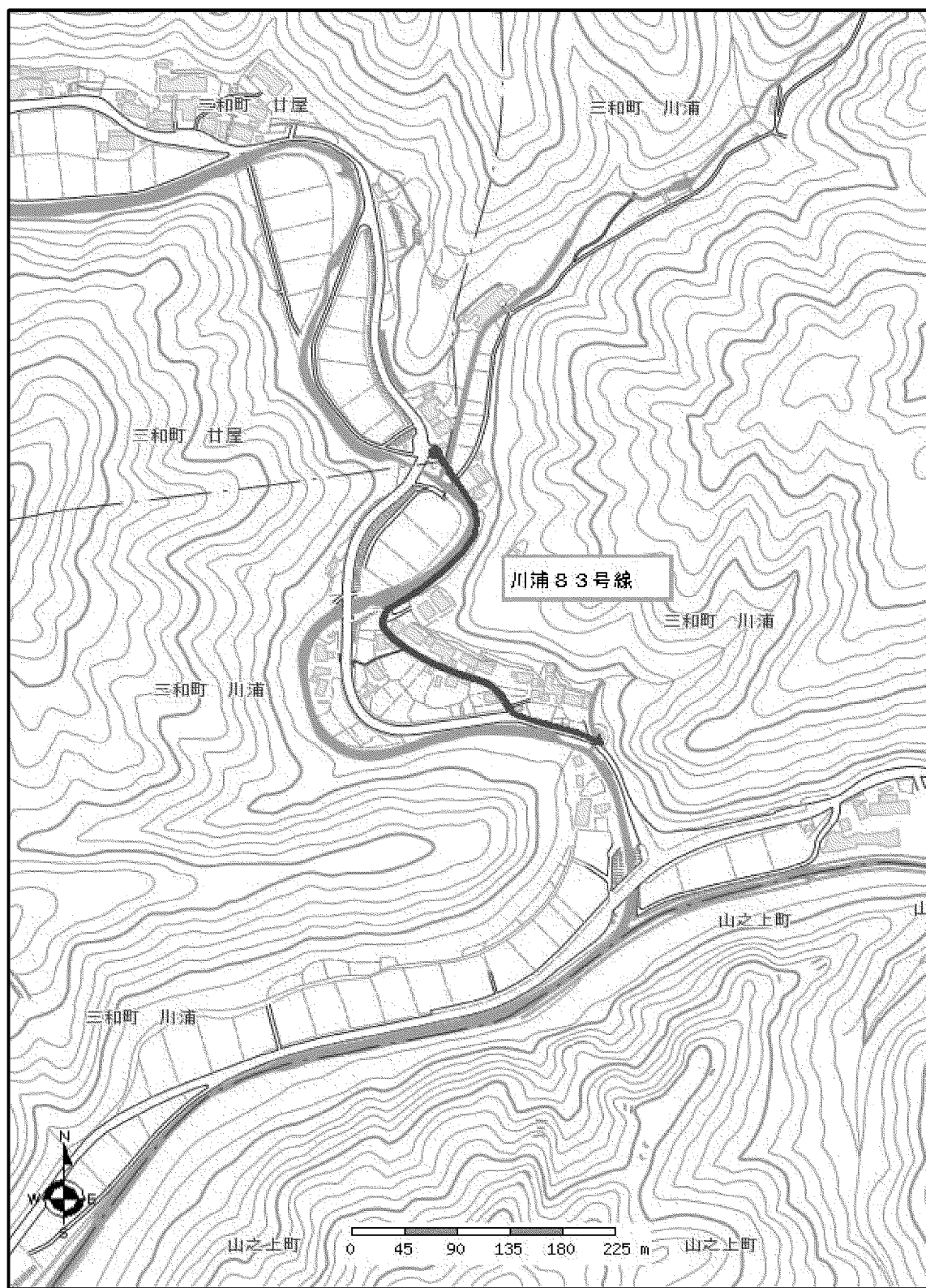
新規認定路線

⑦: 佐口中之番 線



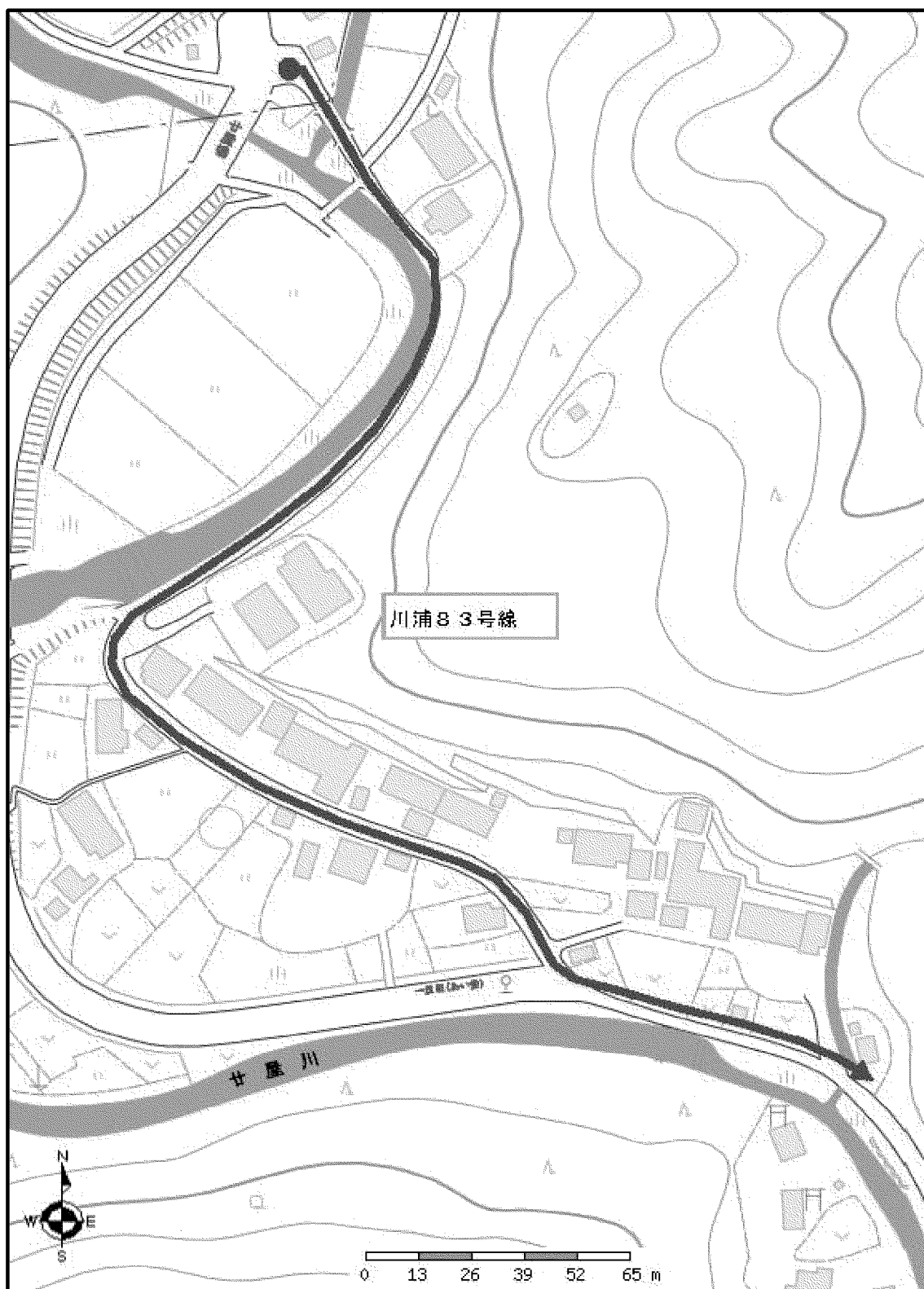
新規認定路線

⑧:川浦83号 線

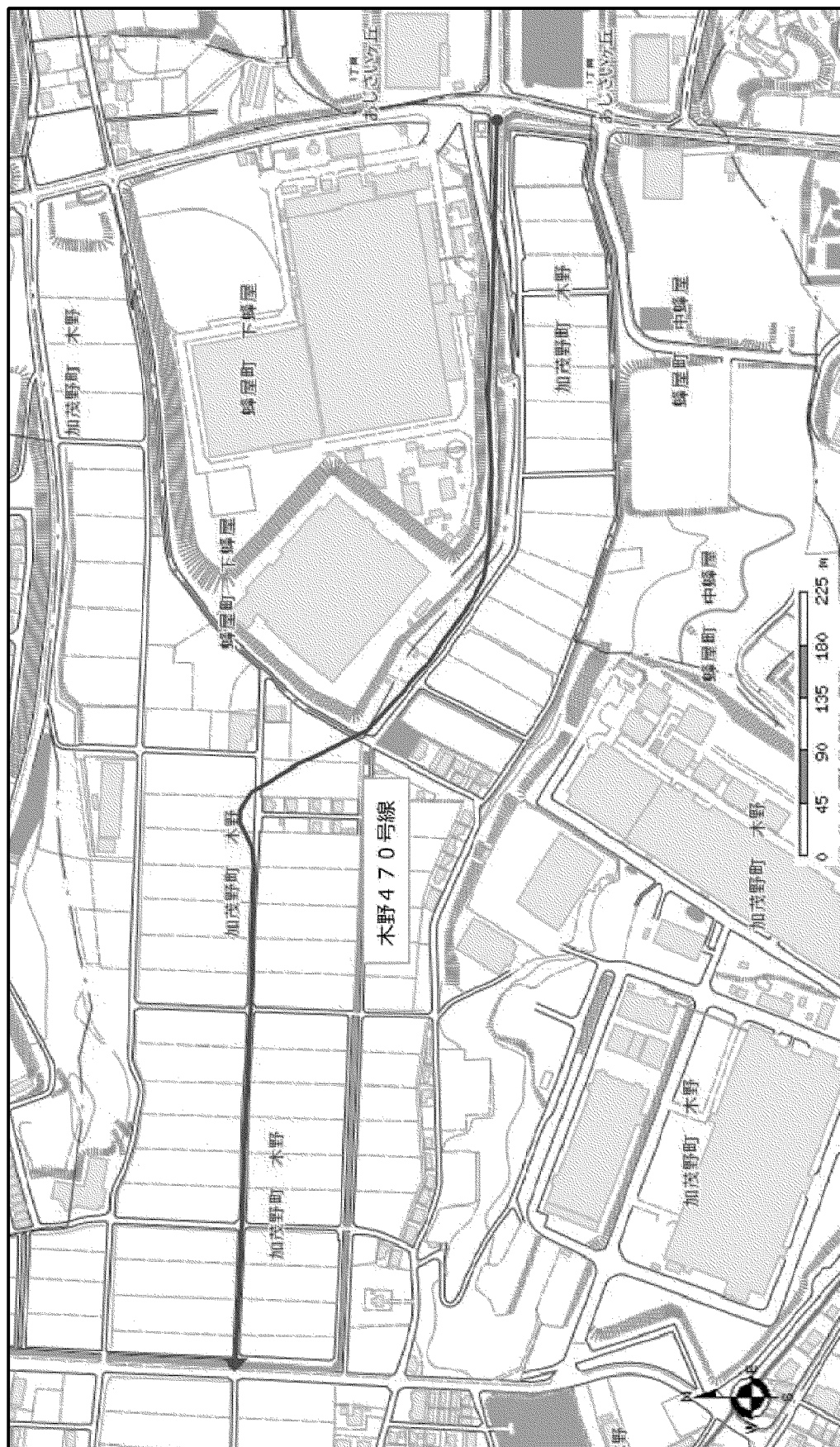


新規認定路線

⑧:川浦83号 線



新規認定路線 ⑨:木野470号 線



新規認定路線

⑩: 正理インター 線



議第 6 0 号

西体育館建替本体工事の請負契約の締結について

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年美濃加茂市条例第 4 号）第 2 条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 8 月 3 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

- 1 契約の目的 西体育館建替本体工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 金 3 8 5 , 5 6 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 株式会社 ワタケン・ホーム
代表取締役 渡邊 貴史

議第 6 1 号

美濃加茂市教育委員会の委員の任命について

美濃加茂市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 2 9 年 8 月 3 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所

氏 名 手 嶋 秀 人

生年月日

諮第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年8月30日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

住 所 :
氏 名 今 井 直 樹
生年月日

認第1号

平成28年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月30日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

認第2号

平成28年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月30日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

認第3号

平成28年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月30日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

認第4号

平成28年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月30日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

認第5号

平成28年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計
歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月30日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

認第6号

平成28年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月30日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

認第7号

平成28年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月30日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

認第8号

平成28年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度美濃加茂市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月30日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

認第9号

平成28年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度美濃加茂市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月30日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

認第10号

平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定により、平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年8月30日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

